

学位論文要旨および審査要旨

氏 名 孫 美 幸

学位の種類 博士(社会学)

学位授与年月日 2010年3月10日

学位論文の題名 日本と韓国の中学校における「多文化共生教育」のあり方—平和教育の包括的な展開を目指して—

【論文内容の要旨】

孫美幸氏の博士学位請求論文「日本と韓国の中学校における「多文化共生教育」のあり方—平和教育の包括的な展開を目指して—」は、日本と韓国の中学校において共有可能な「多文化共生教育」プログラムを、平和教育の視点から包括的に構成し、提案することを目的としたものである。また、そのようなプログラムを実践する体制として、中学校とNGOの国境を越えた協働体制の必要性について論じ、それを通して日本と韓国との平和的なネットワークを構築していく基盤作りを行うという視点を持ち合わせた意欲あふれる力作となっている。

本論文においては、日本と韓国とのナショナリズム的な対立を乗り越え、両国が新たな関係を構築していくためには、両国の歴史的な現実に即した「新しい普遍性」の構築が重要であり、とりわけ教育の分野においては、国際理解教育や多文化教育といった、個別的に展開されてきた諸領域を、「直接的暴力」「構造的暴力」「文化的暴力」などを排除し、平和的な社会の構築のために尽力することのできる資質や能力の育成という目標の下に、包括的に連関させていくという「包括的な平和教育」の視点が重要であることが論じられている。さらに、そのような包括的な平和教育の一領域として構想された「多文化共生教育」のプログラムを中心に、国境を越えたネットワークを構築していくことは、日本と韓国のナショナリズム的な軋轢を越える手段となり得るし、そのようなトランスナショナルな主体も含めて、多角的に協働する中で構想された実践を地道に積み上げていくことが重要であると論じており、そのような指摘は、国民国家の支配的なイデオロギーとその下で国民教化の機能を果たしてきた学校文化自体の変革を迫るものであり、学校を含めた社会の教育体系の新しいあり方を提案するものとして特筆できる。本論文は、こうした新しい枠組みの開かれた教育システムの構築によって、これまでの国民国家の制約を市民レベルで置き放っていくという歴史的展望がその思想的下地となっており、そうした面からの理論的検討と実践的な試みの提案となっている。

日本と韓国の両国において、「多文化共生(社会の実現)」は、様々な文化的な背景をもった人々の増加に伴って、早急に取り組まなければならない課題となってきただけでなく、理論的にも、国際理解教育や多文化教育といった諸教育を平和教育の視点から、包括的に連関させて捉えることが求められてきており、その具体的なあり方を提示したことは、本論文の研究上の重要な貢献であるといえる。

さらに、平和教育、多文化教育、国際理解教育など、関連教育の学校現場での実践面に目を向ければ、その概念をめぐる混乱をきたしているとともに、積極的に取り組む教員が存在している時期のみ、個人の

努力によって実践が盛んとなる傾向があることは否めない。学校現場で当該教育のさらなる深化・進展のためには、学校外の人材や資源を活用しながら、学校全体の取り組みとして実践していく方法の解明が重要課題となっている。本論文は、このような学校現場の希求する実践上の課題の解決のために、理論と実践の往還という視点から鋭く切り込んだ研究であり、今後の学校現場での実践に対しても、重要な示唆をあたえる研究となっている。

1. 本論文の構成

序章

序-1 研究の必要性和目的

序-2 研究内容と方法

序-3 先行研究の検討

1 包括的な平和教育の視点に基づく「多文化共生教育」

1-1 平和教育の理論的背景と課題

1-2 多文化社会の進展と包括的な平和教育

1-2-1 平和教育における包括性

1-2-2 包括的な平和教育における学習領域

1-2-3 包括的な平和教育の一領域としての「多文化共生」—「多文化共生教育」の意義

1-2-4 包括的な平和教育の方法としてのNGOとの協働

1-3 中学校段階における包括的な平和教育の視点の必要性—平和教育の変遷と現状

1-3-1 日本の場合

1-3-2 韓国の場合

2 包括的な平和教育による日・韓の中学校カリキュラムの転換—「道徳」・「社会科（公民的分野）」を中心に

2-1 「道徳」・「公民」と「平和」の関連性

2-2 中学校「道徳」・「社会科（公民的分野）」の歴史の変遷と現況

2-2-1 日本の場合

2-2-2 韓国の場合

2-3 中学校「道徳」・「社会科（公民的分野）」における包括的な平和教育の視点の必要性

2-4 中学校「道徳」・「社会科（公民的分野）」の教科目標における平和理念の反映

2-4-1 日本の場合

2-4-2 韓国の場合

2-5 中学校「道徳」・「社会科（公民的分野）」における包括的な平和教育の比較分析方法

3 日・韓が共有できる包括的な平和教育のテーマ考察—中学校「道徳」副読本・教科書の内容分析

3-1 いのち・子どもの権利

3-1-1 日本の場合

3-1-2 韓国の場合

3-2 さまざまな形態の差別

3-2-1 日本の場合

3-2-2 韓国の場合

3-3 人権のための歴史的な闘争に関わる人物や事件

3-3-1 日本の場合

3-3-2 韓国の場合

3-4 人権に関する国際的な宣言・条約

3-4-1 日本の場合

3-4-2 韓国の場合

- 3-5 両国の比較分析
- 4 日・韓が共有できる包括的な平和教育のテーマ考察—中学校「社会科（公民的分野）」教科書の内容分析
 - 4-1 いのち・子どもの権利
 - 4-1-1 日本の場合
 - 4-1-2 韓国の場合
 - 4-2 さまざまな形態の差別
 - 4-2-1 日本の場合
 - 4-2-2 韓国の場合
 - 4-3 人権のための歴史的な闘争に関わる人物や事件
 - 4-3-1 日本の場合
 - 4-3-2 韓国の場合
 - 4-4 人権に関する国際的な宣言・条約
 - 4-4-1 日本の場合
 - 4-4-2 韓国の場合
 - 4-5 両国の比較分析
- 5 日・韓が共有できる包括的な平和教育のテーマの総括—中学校「道德」・「社会科（公民的分野）」の教科書内容比較分析
 - 5-1 いのち・子どもの権利
 - 5-2 さまざまな形態の差別
 - 5-3 人権のための歴史的な闘争に関わる人物や事件
 - 5-4 人権に関する国際的な宣言・条約
- 6 日・韓の中学校における包括的な平和教育の視点に基づいた「多文化共生教育」の実際
 - 6-1 「多文化共生」をめぐるさまざまな言説—多文化主義，植民地主義との関連
 - 6-2 「多文化共生教育」プログラムの構成要素—脱植民地化の視点
 - 6-3 中学校段階における「多文化共生」をテーマにしたプログラムの変遷と現状
 - 6-3-1 日本の場合
 - 6-3-2 韓国の場合
 - 6-4 NGOと協働した「多文化共生」がテーマのプログラム実践事例の考察
 - 6-4-1 日本の場合
 - 6-4-2 韓国の場合
 - 6-5 日・韓の中学校における「多文化共生教育」プログラム改善モデルの提示
- 終章
 - 終-1 総括
 - 終-2 今後の課題
- 添付資料
- 註および参考文献一覧

2. 各章の概要

1章では、主として「多文化共生教育」のプログラムを「包括的平和教育」の視点から構成していくことの意義とそのための基盤となる理論的な検討を行っている。

まず、本論文で取り扱う「平和」の概念について、「直接的暴力」、「構造的暴力」、「文化的暴力」のない状態を目標とし、その実現に向けた教育のあり方を「包括的な平和教育」として定義し、それを支えるさまざまな概念に触れ、その中でも「いのち」や「人権」といった概念が中核的な概念となることが論

じられている。次に、中学校における平和教育の包括的な展開について、①学校全体の横断的なカリキュラム、②カリキュラムを支援する複数の組織、③平和教育の内容の多様性、④多岐にわたる手法、の4つの視点からその全体像を示し、プログラムにおいて取り上げるべき具体的な学習内容について、1985年にヨーロッパ評議会において採択された「学校における人権についての教育と学習のための提言」を基盤としながら具体的に論じた上で、それらをどのような配列で学ばせたらよいかという、学習の段階性についても論じている。

続いて、本論文で取り扱う「多文化共生教育」を、包括的な平和教育の視点から構想する意義について論じている。「多文化共生」という概念の理論的な背景となっている「多文化主義」の捉え方に着目しながら、プログラムを構成していく際には、「脱植民地化」の視点が重要であることを指摘している。さらに、包括的な平和教育の各々のプログラムを実施するにあたっては、学校とNGOとが対等なパートナーシップの下で協働していくことが重要であり、そのこと自体が、学校教育をナショナリズムによって閉ざされた場から開放することにつながるということについて論じている。

最後に、平和教育の現状について、日本においては現在に至るまで、被害者的な意識に基づいた「反戦教育」が一般的であり、一方、韓国においては、愛族・愛国・南北統一をキーワードとした「統一教育」が一般的であったものの、1990年代以降、両国ともに少しずつ変化してきていることが指摘されている。

2章では、包括的な平和教育の中核となるべき諸概念についての検討を行っている。

まず、「道徳」や「公民」といった概念と「平和」という概念には、どのような関連性があるのかについて検討している。「道徳」と「倫理」の表裏一体性が示すのは、現実の道徳的な諸問題に対して、批判的で自覚的な鋭さをもって考察し、創造的に問題を解決に導いていく姿勢であり、「平和」を達成していく過程につながるものであることが指摘されている。また、「公民」は国民国家を基底とした概念であるが、その暴力性に切り込んだ新しい“citizenship”と捉え直すことによって、現在の学校教育における平和創造の可能性にもつながり、「直接的暴力」、「構造的暴力」、「文化的暴力」のない「平和」の状態につながるという、著者の主張が展開されている。

次に、中学校における「道徳」と「社会科（公民的分野）」が、両国においてどのような歴史的変遷を辿ってきたのかを整理し、その歴史的変遷の中で、伝統的な「道徳」を軸とした国民教育は、グローバル化、多元化する現代社会においては有効性を失いつつあることが指摘されており、今日においては、日本と韓国の歴史的な現実即ち、新しい「普遍的な道徳的理想の追求」が重要であり、そのため、「いのち」や「人権」を中核とした平和教育の視点が、「道徳」や「社会科（公民的分野）」の実践にも求められることが述べられている。

3章では、包括的な平和教育の中核となるテーマ（いのち、子どもの権利、さまざまな形態の差別、人権のための歴史的な闘争に関わる人物や事件、人権に関する国際的な宣言・条約）について、両国の「道徳」の副読本と教科書の詳細にわたる内容分析を行っている。続く4章においても同様に、両国の「社会科（公民的分野）」の教科書の詳細な内容分析を行っている。それらを踏まえて、各国の副読本と教科書に見られる独自性と共通性について論じた上で、5章では、両国において実践可能な平和教育のプログラムを構築していく上で、共有可能なテーマを特定し、具体的なプログラムの中で取り上げられるべき学習内容について言及している。

6章では、3章から5章において検討してきた平和教育のテーマの内、著者が教師として、またNGOメンバーとして直接実践的に関わってきた、日本と韓国の中学校が共有できるテーマとして「多文化共生

教育」を取り上げ、プログラムのモデル案を提示している。それはまた、前章までの教科書分析から明らかとなった、両国の教育が抱えている諸課題を克服するものとして意義付けられている。

そこではまず、「多文化共生」をめぐる言説を整理し、多文化主義の抱えるジレンマを一時的な戦略ではなく、根本的な解決へと導くには、植民地主義からの考察が不可欠であり、脱植民地化の視点からプログラムを構成していく必要があることを述べられている。次に、日本と韓国の「多文化共生」をテーマにしたプログラムの現状について考察している。日本では、在日コリアンを中心とした差別撤廃や権利獲得運動の成果の一つとして、学校教育に「外国人教育」が導入されるようになって久しく、現在の「多文化共生」をテーマにした学習の出発点となったとも言えることが指摘されている。ここではその事例として、京都市の公立中学校における「多文化共生」をテーマにした授業実践の理念的な拠り所となっている、二つの基本方針（外国人教育と国際理解教育）と、そのプログラムの実際を検討している。一方、韓国では、2006年に「混血人および移住者社会統合支援方案」と「結婚移民者社会統合案」の2つの政策が採択されたのを契機に、学校教育における「多文化教育」の必要性が叫ばれるようになっており、官主導的であるという批判を受けながらも、少しずつ研究や実践が増えてきていることが述べられている。そのような中で、NGOなどと連携した中学校における「多文化教育」プログラムとして紹介されている事例について検討している。

そして最後に、自らも実践的に関与した、両国において中学校とNGOとが協働して実践された「多文化共生教育」のプログラムの実践事例を取り上げて、それを批判的に考察し、これまでの考察を総合化した上で、著者が提唱する包括的な平和教育の視点から構想されたプログラムの改善案が提示され、論が結ばれている。

【論文審査の結果の要旨】

論文の概略は上記のとおりであるが、本論文の意義は、以下のようにまとめられる。

- 1 著者の日本の中学校での教員の経験から養われた平和教育や多文化共生教育への熱意に導かれたものであり、平和、公民、道徳、多文化主義や植民地主義などの概念を整理しながら実践の理論的枠組みの構築を行っており、これまでの平和研究ならびに平和教育研究は、「平和」そのものについて検討した理念的な研究か、それぞれの教師の経験や感覚に基づいた実践報告的なものがほとんどであるという研究動向において、著者の研究はその両者を結び、新たな平和教育の可能性を切り拓くものとして高く評価できる。
- 2 日本と韓国における平和教育の実際を、両国の「道徳」と「社会科（公民的分野）」の副読本や教科書内容を広く渉猟して調査し、豊富な知識を動員して両国で共有できる平和教育のテーマをまとめている。また、両国の学校とNGOが協働実践する「多文化共生教育」の授業事例を考察し、プログラムの内容や協働する上での課題を整理している。関連する研究領域においても、日韓両国の教科書記述や実践事例を比較検討し、共通点や差異を見出そうとする研究は少なく、両国で取り組むことができるテーマや方法について、基本的な枠組みを明らかにしたことは高く評価できる。その分析は、なお荒削りな面を残しているが、文化的背景や歴史的背景に即して考察しながら、国民国家が抱える「包摂」と「排除」のシステムを乗り越える可能性を示しており、今後の平和教育や多文化共生教育の研究に生かされる重要な成果であると言える。

- 3 本論文は、最終的に日本と韓国における包括的な平和教育の実現に向けた一つの重要なステップとして、NGOなどのトランスナショナルな主体と中学校とが国境を越えて協働する「多文化共生教育」プログラムについてモデル案や、今後推進すべき協働体制について提示しており、両国の平和教育や多文化共生教育の研究と実践の両方に大きく貢献するものである。
- 4 上記のように本論文は、理論的探究と実践上の課題との間を常に往還し、その広い視野と豊富な知的情報を渉猟し集約した成果であり、その努力とエネルギーは高い評価に値する。

本論文の評価点は、おおよそ以上のようにまとめられるが、残された課題として、以下の点が指摘できる。

- 1 包括的な平和教育の視点から「多文化共生教育」プログラムをまとめようとする努力は一貫しており、その点は大きな評価点でもあるが、他方では、提案されているプログラムが具体的で実践的であるために、こうした試みが平和教育の他分野との関連からどのような大きな平和に向けた実践につながっていくのか、論理的に精査しきれなかった点が課題として残されている。
- 2 両国で共有できる平和教育のテーマについて、深い思想的検討がなされており、国民国家を越える視点や植民地主義イデオロギーを越える視点の提示は極めて斬新であり、試行的とはいえ、実践的経験に裏打ちされている強みがある。しかし同時に、現実の公教育現場に適応するためには、国民国家の枠組みに支えられた公教育制度上の制約条件やその歴史的背景についての批判的分析と、著者の構想の実現条件についてのさらなる深い検討の余地を残している。その点では著者には、本研究を基礎に、ここで論じた各種の論点についていっそうの探求の深化と精緻化の研究努力が期待される。

以上のように、本論文には、なお精緻化すべき点が指摘できるが、平和研究、平和教育研究をはじめ、多文化教育、国際理解教育、異文化間教育等の関連分野について、新しい開かれた協働の教育システムの思想的、理論的な基礎付けと実践モデルの提示を試み、この分野の研究を活気付け促進する興味深い主張や提言が含まれており、著者がめざす体系的な研究の基礎を築いたものとして評価できる。本論文を起点にして、さらなる精進を重ねることによって、今後の一層の研究の深化と精緻化を進め、平和研究ならびに平和教育研究はもとより関連教育研究分野で注目される研究に発展していくことが十分に期待できる。以上をもって、本論文は「博士（社会学 立命館大学）」を授与するに値するものと、主査、副査一致して判断した。

本論文の基本的な評価は以上のようにまとめることができるが、審査公聴会（2010年2月4日）で出されたいくつかの論点を紹介しておきたい。

本論文においては包括的な平和教育（その一領域としての「多文化共生教育」）の実践のためには、現在の学校教育の枠組みにとらわれることなく、NGOなどのトランスナショナルなアクターとの対等な関係を構築していくことが求められることが主張されているが、そのようなドラスティックな改革は一朝一夕には実現できないことが予想されるため、本論文において提案されたプログラム案は、著者のかつての勤務校のように先駆的な学校でなければ実践困難ではないかという指摘がなされた。そのような指摘を踏まえて、議論の中では、本論文の成果を教育現場に広く還元していくためには、今後の研究課題として、平和や平和教育をはじめ関連諸教育についてのさらなる研究とより幅広い実践事例の分析はもちろんのこ

と、教育制度のあり方を検討した研究や、国家と教育の関係性について論じた研究を積み重ねていく必要があるという認識で一致できた。その他にもいくつかの指摘がなされたが、基本的には、多文化共生教育に関する理念的な検討と教育現場の実践とを関連付けていく本研究の研究的価値を肯定的に評価する視点で意見交換がなされた。

審査委員一同は、上記公聴会の質疑応答を踏まえ、各審査委員の意見交換の結果、全員一致して本論文が博士（甲号）を授与するのに値するものであると判断した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、孫美幸氏の博士（甲号）の学位請求論文について、学位規程第18条第1項に基づいて、全員一致で「博士（社会学 立命館大学）」を授与するに値すると判断した。なお、同氏が博士課程在学中に行った学会報告や5本の公刊論文の内容、また同氏が日本学術振興会の特別研究員（教育社会学）に採用され、広く社会的な評価を得ている点、さらに、韓国への留学経験や中学校の英語教員の経験もあり、語学力にも長けている点などを総合的に判断し、同氏が十分な専門的知識と豊かな学識を有することを確認した。

審査委員	(主査) 角田 将士	立命館大学産業社会学部准教授
	(副査) 佐藤 春吉	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 森田 真樹	立命館大学産業社会学部准教授